

京都市訓令甲第27号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表第1備考以外の部分中「職員研修所統括監察員」を「、副園長、統括監察員」に改める。

別表第2中「、聴能言語訓練士」及び「、聴能判定員、聴能指導員」を削る。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)